

報第2号

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門 治明 殿

議会の情報通信活性化に関する
調査特別委員会
委員長 赤塚 英一

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、
遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

(別紙)

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査報告書

本特別委員会は、第532回定例会において設置後、調査・研究・検討を進め付託された事項について下記の通りまとめましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 議会における事務効率の向上と議会の活性化に関すること

本議会は、本調査特別委員会の方針決定を踏まえ、令和2年度より議会内グループウェアの運用を開始した。その後、令和3年9月の新庁舎開庁に併せ、タブレット端末導入と会議共有システムを導入し、現在に至る。

(1) 議会における情報通信活性化の取り組みによる、事務効率の向上及び議会活性化の効果は、次のとおりである。

ア 議会内グループウェア及び会議共有システムは、議員・議会事務局各々が定期的にアクセスしており、通知や会議資料が、確実かつ迅速に伝達されている。

イ 会議次第や資料が事前に送付されることにより、関連する事項の調査が事前に可能になり、議会内の討議の活性化に繋がっている。

ウ 委員会の所属替えや新たに議員になる場合などで、会議共有システム内の検索機能を活用することにより、適確に経過等を把握することが可能になる。

(2) 議会事務局の事務扱いにおいても、改善及び一定の効果を得た。主な事項は、以下による。

ア 資料印刷の不要

イ 通知等の郵送物の皆減

ウ 資料等の差し替え時の対応 等

2 タブレット端末の導入等に関すること

(1) タブレット端末導入後における端末賃借料、議会内グループウェア及び会議共有システムの使用料金等は、当初想定した範囲内で執行されている。

(2) 議会事務局からの通知や連絡、会議資料の送付にあたっては、半数以上の議員が、貸与されたタブレット端末と所有するデジタル機器を併用している。しかし、そのデータの扱いは、各議員で対応が違うことを確認した。

3 報告書取りまとめにあたり行ったアンケートでの意見

(1) 今後のあり方等に関する意見

- ア タブレット端末を利用したウェブ会議での情報共有は、災害発生時などに活用されるものと認識されることから、オンライン会議システムの導入も進めるべきである。
 - イ 貸与されたタブレット内のアプリの使用や、送付されるデータの扱いについて、適時に研修を行うべきである。
 - ウ 議会内グループウェアのスケジュール機能に、各議員の予定を載せることにより、議会事務局が日程調整を行い易くなる。
- (2) 今後におけるタブレット端末の更新に関する意見
- ア 町執行部(課長職)との調整を図るべきである。

4 調査特別委員会の開催経過

第2回中間報告書を提出した以降について記載する。

(1) 特別委員会

第11回特別委員会	令和3年6月3日	(全員出席)
第12回特別委員会	令和3年8月23日	(全員出席)
第13回特別委員会	令和4年2月28日	(10名出席)
第14回特別委員会	令和5年2月27日	(全員出席)
第15回特別委員会	令和5年5月19日	(全員出席)

(2) 同 小委員会

第12回 小委員会	令和3年5月28日	(全員出席)
第13回 小委員会	令和3年8月17日	(全員出席)
第14回 小委員会	令和5年2月1日	(全員出席)
第15回 小委員会	令和5年2月20日	(全員出席)

以上